

個人が所有する
昭和56年5月31日以前に建てられた

木造住宅耐震改修工事の補助金

(耐震シェルター設置工事含む)

最大100万円

補助します!



特にご注意ください

補助額

耐震改修工事費に要する費用の8割

※耐震シェルター設置工事にかかる補助額は
設置費用の7割(上限額40万円)

所得により上限額60万円になることあり

- ・申請は先着順です(申請受付:4月~12月末)
予算上限に達した時点で年度途中でも終了となります
- ・交付決定以前に契約・工事着手した場合、補助金を交付できません
- ・交付決定されても、提出期限までに書類の提出が間に合わない場合、補助金を交付できません(完了報告書の提出期限は翌2月末です)

補助対象については裏面をご覧ください

●お問い合わせ先

交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 TEL:072-892-0121



補助対象建築物 次の全ての要件に該当する住宅です

- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された交野市内にある木造住宅(長屋・共同住宅含む)
- ・既に耐震診断されたもので、数値が1.0未満
- ・現に居住している、またはこれから居住しようとするもの

- ・住宅部分の面積の半分以上の店舗兼用住宅等も補助の対象です
- ・過去に木造住宅耐震改修(耐震シェルター設置工事含む)補助金の交付を受けたものは除きます。また、補助金の交付は申請者あたり1回限りです

補助対象者(申請者)

- ・木造住宅の所有者(所有者が2名以上の場合は、申請者以外の所有者の同意等が必要になります。土地所有者の同意等も必要になります。)
- ・補助対象建築物の個人所有者等の直近の市・府民税の課税標準額が5,070,000円未満のもので市税に滞納がないもの

耐震改修工事について 構造評点(耐震能力)は、次のように示されます。



構造評点	未満 0.7	~	1.0	~	1.5 以上
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない		倒壊しない

※耐震改修補助金申請の際、構造評点が1.0未満の改修計画は、補助の対象になりません